

令和 8 年
第 3 回多摩市議会
定例会

議員提出議案

多摩市議会

議員提出議案第 4 号

A I のリスクを阻止する国際的な協定の策定に向け、国際社会への働きかけを求める意見書

上記の議案を会議規則第 13 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出する。

令和 8 年 1 0 月 6 日

提出者	多摩市議会議員	上 杉 ただし
賛成者	同	おにつかこずえ
同	同	藤 條 たかゆき
同	同	いちち 恭 子
同	同	折戸 小 夜 子
同	同	藤 原 マサノリ
同	同	し ら た 満
同	同	岩 崎 み な こ
同	同	し の づ か 元
同	同	あらたに 隆見
同	同	松 田 だいすけ

多摩市議会議長 三階道雄 殿

A I のリスクを阻止する国際的な協定の策定に向け、国際社会への働きかけを求める意見書

人工知能（A I）は急速な発展を遂げ、医療や科学技術、生産性の向上など、人類に大きな恩恵をもたらす可能性を有している。一方で、その開発と利用が急速に拡大する中、雇用や労働、個人情報・プライバシー、偽情報の拡散など、社会に重大な影響を及ぼすリスクも指摘されている。

とりわけ、A I の軍事利用は重大な問題である。A I が兵器や軍事上の意思決定に組み込まれ、人間の判断や統制が失われれば、予期せぬ武力衝突や被害の拡大を招く危険がある。さらに、核兵器の運用とA I が結びつけば、人類の生存にも関わる深刻な事態となりかねない。また、国家間、企業間でA I 開発競争が激化する中、安全性よりも開発速度が優先され、人間が十分に制御できないA I が生み出される危険についても、国際的な対応が求められている。

A I の発展そのものを否定するのではなく、人間の尊厳と基本的人権を守り、平和と社会の発展に役立つ技術として活用していくことが重要である。そのためには、一国だけの規制ではなく、人間による実効的な制御を確保する国際的なルールづくりが不可欠である。

よって多摩市議会は、政府に対し、A I がもたらす重大なリスクを未然に防止し、安全で平和的な開発と利用を確保するため、A I の軍事利用の規制をはじめ、人間による実効的な制御を確保する国際的な協定の策定に向け、国際社会への働きかけを行うよう求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

多摩市議会議長 三階道雄

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

デジタル大臣 殿

内閣府特命担当大臣 殿

議員提出議案第 5 号

アメリカ産食用ジャガイモの輸入について慎重な議論を求める意見書

上記の議案を会議規則第 13 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出する。

令和 8 年 1 0 月 6 日

提出者	多摩市議会議員	橋 本 由美子
賛成者	同	おにつかこずえ
同	同	藤 條 たかゆき
同	同	いちち 恭 子
同	同	折戸 小 夜 子
同	同	藤原 マサノリ
同	同	し ら た 満
同	同	岩崎 み な こ
同	同	し の づ か 元
同	同	あらたに 隆見
同	同	松田 だいすけ

多摩市議会議長 三階道雄 殿

アメリカ産生食用ジャガイモの輸入について慎重な議論を求める意見書

生食用ジャガイモの日本への輸入については病害虫である「ジャガイモシストセンチュウ」の国内侵入を防ぐため原則輸入が禁止されています。アメリカからの輸入については、ポテトチップス加工用に限定し、植物防疫所長が指定する加工処理施設で加工するなどの厳しい条件付きで一部認められています。

アメリカ政府は、第1次トランプ政権下の2020年3月、ポテトチップス用以外の生食用ジャガイモの輸出解禁を日本に正式に要請してきました。このときの要請を受け入れ、近々、その検討手続きの最終行程に入り、輸入が解禁されるのではないかとの報道があります。

全国各地の農家からは病害虫の侵入などによる国産ジャガイモへの影響を懸念する声が高まっています。

生食用ジャガイモの輸入は、①病害虫の侵入や安価な輸入品の流入で国内のジャガイモ生産を壊滅させる危険があること、②ポストハーベスト農薬などによって食の安全が大きく脅かされるなど大きな問題があります。

よって多摩市議会は、食品の安全と日本の農業を守る立場から、生食用ジャガイモのアメリカから日本への輸入について慎重な議論を強く求めます。

以上地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

多摩市議会議長 三階道雄

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

農林水産大臣 殿

議員提出議案第 6 号

相次ぐ検察官の不祥事を直視、検証し、検察制度の抜本的改革を求める意見書

上記の議案を会議規則第 13 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出する。

令和 8 年 1 0 月 6 日

提出者	多摩市議会議員	小 林 憲 一
賛成者	同	おにつかこずえ
同	同	藤 條 たかゆき
同	同	いちち 恭 子
同	同	折戸 小 夜 子
同	同	藤 原 マサノリ
同	同	し ら た 満
同	同	岩 崎 み な こ
同	同	し の づ か 元
同	同	あらたに 隆見
同	同	松 田 だいすけ

多摩市議会議長 三階道雄 殿

相次ぐ検察官の不祥事を直視、検証し、検察制度の抜本的改革を求める意見書

「検察なめんなよ」などの取り調べでの暴言、検察審査員の氏名流出、捜査対象者との性的関係など検察の不祥事が相次いでいます。東京、大阪地検特捜部の元検事が相次いで刑事裁判にかけられるなど前代未聞の事態です。検察のあり方が根本から問われています。

東京地裁は6月、「黙秘を人のせいにするな」など被疑者に怒声を浴びせた東京地検特捜部検事（当時）を特別公務員暴行陵虐罪で刑事裁判にかけると決定しました。東京地検はこの検事の言動を認識しながら止めていませんでした。被疑者を罵倒し続け、同罪に問われた大阪地検特捜部検事（当時）の初公判も今年7月から始まりました。大阪地検では捜査をチェックする総括審査検察官や特捜副部長が取り調べの録画・録音を見ていましたが、問題視していませんでした。

これらの不祥事は、検察官個人の問題でなく、組織の問題と言わなければなりません。大阪地検特捜部で研修を受けた検事は今年8月、手記を公表し、「被疑者が否認していたにもかかわらず、見立てに沿う『作文』の『自白調書』を作成するよう主任検事から指示された」と告発しています。

2010年に厚労省元局長にかかわる証拠改ざん事件が明らかになり、「巨悪を眠らせず、公正な社会の実現に向けた役割を期待されてきた特捜部に対する信頼を根底から失墜させた」（「検察の在り方検討会議提言」）と厳しく指摘されました。検察は「検察の理念」を策定し、「国民の信頼という基盤」に支えられるように猛省したはずですが、改革できず、目を覆う惨状です。

畝本直美前検事総長は、袴田巖さんの再審無罪が決定したとき、控訴を断念したにもかかわらず、「到底承服できない」との談話を発表しました。小川秀世弁護士団長が「検察組織の問題を全く理解せず、組織改革で何もしなかった」と厳しく批判したのは当然です。まともな反省なしに改革はできません。国民が信頼できる検察へ抜本的な改革が強く求められます。

よって多摩市議会は、取り調べの全面可視化、弁護人の立ち会い、検察審議会の積極的な活用など、検察制度の抜本的な改革を求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和 年 月 日

多摩市議会議長 三階道雄

内閣総理大臣 殿

法務大臣 殿

検事総長 殿

議員提出議案第 7 号

米国に対して制裁措置撤回の働きかけを求め、国際刑事裁判所への支援を
求める意見書

上記の議案を会議規則第 13 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出する。

令和 8 年 1 0 月 6 日

提出者	多摩市議会議員	大くま 真 一
賛成者	同	おにつかこずえ
同	同	藤條 たかゆき
同	同	いちち 恭 子
同	同	折戸 小 夜 子
同	同	藤原 マサノリ
同	同	し ら た 満
同	同	岩崎 み な こ
同	同	しのづか 元
同	同	あらたに 隆見
同	同	松田 だいすけ

多摩市議会議長 三階道雄 殿

米国に対して制裁措置撤回の働きかけを求め、国際刑事裁判所への支援を求める意見書

国際刑事裁判所（ＩＣＣ）は、国際社会の重大な関心事である犯罪について責任ある個人を訴追・処罰することで、将来の同様の犯罪の発生を防止することを目的としています。戦争犯罪、ジェノサイド、人道に対する罪、侵略犯罪を犯した加害者を国際法の下で追及するために、きわめて重要な役割を担っています。

米トランプ政権は、ＩＣＣの検察官や裁判官に対する制裁を発動し、2026年8月18日には、ＩＣＣの赤根智子所長を制裁対象に加えました。これはＩＣＣの独立性を深刻に脅かし、その活動を著しく阻害するきわめて不当な行動です。

このような行為は、国際社会が長年にわたり築いてきた正義と法の支配を弱体化させるものです。もしＩＣＣが機能を停止すれば、深刻な人道犯罪が行われていても誰も責任を問われない事態が生じかねません。

ＩＣＣ職員等に対する制裁を認めた米大統領令は国際司法への不当な介入であり、強く抗議し、その撤回を強く求めます。

よって多摩市議会は、ＩＣＣの独立性と国際法の支配を、いかなる国家によっても損なわせないように、以下、求めます。

- 1 国際社会の一員、そしてＩＣＣ締約国として、ＩＣＣを支持し続け、ＩＣＣが正義の旗手としての役割を果たし続けることができるように、トランプ米大統領の犯した不正に対して断固たる姿勢を示すべく、日本政府が赤根智子所長を支持することを鮮明にし、同所長が円滑に職務を全うできるようあらゆる具体的な支援をすること
- 2 米国に対して、赤根智子所長に対する制裁措置を即時に撤回するよう働きかけ、ＩＣＣの独立性を守るための実質的な行動をとること

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和 年 月 日

多摩市議会議長 三階道雄

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

外務大臣 殿

法務大臣 殿

議員提出議案第 8 号

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の充実を求める意見書

上記の議案を会議規則第 13 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出する。

令和 8 年 1 0 月 6 日

提出者	多摩市議会議員	いちち 恭 子
賛成者	同	おにつかこずえ
同	同	藤條 たかゆき
同	同	折戸 小 夜 子
同	同	藤原 マサノリ
同	同	し ら た 満
同	同	岩崎 み な こ
同	同	し の づ か 元
同	同	小 林 憲 一
同	同	あらたに 隆見
同	同	松田 だいすけ

多摩市議会議長 三階道雄 殿

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の充実を求める意見書

2024 年 4 月施行の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下「女性支援法」という。）」に関して、厚生労働省は 2027 年度の見直しに向けて「困難な問題を抱える女性への支援の在り方に関する検討会」を実施しています。

国においては、内閣府の DV 防止法による支援が、厚生労働省の婦人保護事業の活用に依拠してきた歴史があります。「女性支援室」は厚生労働省に置かれていますが、男女共同参画の担当は内閣府です。こうした中央省庁の縦割り行政は自治体の施策にも影響しているので、円滑化に向けた調整と各所管の連携強化を図ることが重要です。

よって多摩市議会は、法に基づいた効果的な施策を基礎自治体で確実に実行するため、国に対して以下の事項を強く要望します。

記

- 1 国は、市区町村が進める女性支援法に基づいた施策推進を後押しするため、予算措置を含む対策を講じること。
- 2 国は、女性支援法施行後の変化や現場の課題等を把握するための全国調査を早急に実施し、今後の施策拡充にかかる検討と法改正に向けた議論に活かすこと。
- 3 国は、厚生労働省「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」が示す一時保護に関する 8 項目の基準を改めて周知するとともに、女性相談支援センターにおいて当該基準に基づく保護を徹底すること。
- 4 国は、社会福祉を担う厚生労働省と人権・ジェンダー平等を担う内閣府の緊密な連携をはじめ、省庁間の一層の連携強化に努めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

多摩市議会議長 三階道雄

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
財務大臣 殿
厚生労働大臣 殿
内閣官房長官 殿

議員提出議案第 9 号

アスベストの事前調査の届け出時に、事業者が住民への周知をするように
求める意見書

上記の議案を会議規則第 13 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出する。

令和 8 年 1 0 月 6 日

提出者	多摩市議会議員	岩崎 み な こ
賛成者	同	おにつかこずえ
同	同	藤 條 たかゆき
同	同	い ち ち 恭 子
同	同	折 戸 小 夜 子
同	同	藤 原 マサノリ
同	同	し ら た 満
同	同	し の づ か 元
同	同	小 林 憲 一
同	同	あらたに 隆見
同	同	松 田 だいすけ

多摩市議会議長 三階道雄 殿

アスベストの事前調査の届け出時に、事業者が住民への周知をするように求める意見書

作業対象となる床面積の合計が 80 平方メートル以上の建築物等を解体し、改造し、または補修する作業を伴う建設工事の元請業者又は自主施工者は当該建築物等のアスベスト含有建材の使用の有無について事前調査する必要があります。1964 年から 1987 年までは、建築基準法において、鉄骨造の耐火被覆材などの耐火構造には、軽量、安価で極めて優れた防火断熱性能があるとしてアスベストの使用が認められていたため、近年、その期間に建てられたアスベストを含む建造物の多くが老朽化してきており、解体も多くなる可能性があります。よって多摩市議会は、以下のことを求めます。

記

- 1 事前調査は東京都が申請窓口となっていることから、東京都は事業者と直接対面出来る立場にあります。事前調査や解体作業時の地域住民の不安を解消出来るよう、東京都から元請け業者または自主施工者に地域住民への周知の徹底をするように伝えること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

多摩市議会議長 三階道雄

東京都知事 殿

議員提出議案第 10 号

化学物質過敏症に関する対策強化を求める意見書

上記の議案を会議規則第 13 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出する。

令和 8 年 10 月 6 日

提出者	多摩市議会議員	池 田 けい子
賛成者	同	おにつかこずえ
同	同	藤 條 たかゆき
同	同	いちち 恭 子
同	同	折戸 小 夜 子
同	同	藤原 マサノリ
同	同	し ら た 満
同	同	岩崎 み な こ
同	同	し の づ か 元
同	同	小 林 憲 一
同	同	松田 だいすけ

多摩市議会議長 三階道雄 殿

化学物質過敏症に関する対策強化を求める意見書

化学物質過敏症（MCS）は、日常生活の中で使用される家庭用品や建築材料、農薬、化粧品、柔軟剤等に含まれる微量の化学物質に反応し、頭痛や全身倦怠感、呼吸困難など多様な身体症状が生じる疾患である。

現在、厚生労働省の傷病名コードに登録されているものの、発症メカニズムの未解明な部分が多く、客観的な診断基準や専門的治療を行える医療機関が極めて少ないのが現状である。特に近年では、人工的な香料等によるいわゆる「香害」をきっかけに発症・重症化する事例が相次いでおり、家庭や職場、学校、公共施設等での不理解から、就労・就学の断念や不登校、社会的隔離へと追い込まれる患者が絶えない。化学物質過敏症は誰もが突然発症し得る疾患であり、当事者の経済的不安定や精神的孤立を防ぐ支援策の確立は一刻の猶予も許されない。

よって多摩市議会は、政府においては、令和6年4月に施行された改正障害者差別解消法の趣旨も踏まえ、化学物質過敏症患者の生命と暮らしを守り、社会全体の化学物質リスク管理を高めるため、以下の措置を速やかに講じるよう強く求める。

記

1 全国的な疫学調査・実態調査の実施

全国における化学物質過敏症の患者数や発症要因、生活・就労・就学上の不利益の実態を正確に把握するための大規模な調査を実施すること。

2 客観的診断基準の確立と専門医療体制の整備

標準的な診断基準や診療ガイドラインの整備・普及を進めるとともに、各都道府県における専門外来の開設支援や一般の医療機関における知識・対応力の向上を図ること。

3 公共施設や学校等における環境対策と「香害」啓発の推進

学校、児童福祉施設、医療機関、公共施設等における室内空気環境の安全確保（化学物質低減対策）を推進すること。また、人工香料等による体調不良への配慮について、5省庁連携によるさらなる周知・普及啓発を展開すること。

4 就労・就学現場における「合理的配慮」の提供徹底と環境整備

改正障害者差別解消法に基づき、職場や学校において個別の状況に応じた室内環境の整備、在宅勤務・オンライン授業の導入など、適切に合理的配慮がなされるよう事業者および教育機関等への指導・ガイドライン作成を推進すること。

5 総合的な相談支援体制の構築と社会的理解の促進

患者や家族が抱える苦痛や社会的孤立を防止するため、自治体の保健所や福祉窓口等における専門的相談体制を強化するとともに、国民への正しい知識の普及を図ること。

6 発症メカニズム解明および治療法確立への研究支援強化

発症・解毒メカニズムの解明やバイオマーカー（客観的指標）の開発、治療法・予防法の開発に向けた研究に対する財政的・専門的支援を大幅に拡充すること

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和 年 月 日

多摩市議会議長 三階道雄

内閣総理大臣 殿
厚生労働大臣 殿
文部科学大臣 殿
環境大臣 殿
経済産業大臣 殿

議員提出議案第 11 号

夏休み中の子どもの貧困対策および緊急セーフティネットの強化を求める意見書

上記の議案を会議規則第 13 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出する。

令和 8 年 10 月 6 日

提出者	多摩市議会議員	渡 辺 しんじ
賛成者	同	おにつかこずえ
同	同	藤 條 たかゆき
同	同	い ち ち 恭 子
同	同	折 戸 小 夜 子
同	同	藤 原 マサノリ
同	同	し ら た 満
同	同	岩 崎 み な こ
同	同	し の づ か 元
同	同	小 林 憲 一
同	同	松 田 だいすけ

多摩市議会議長 三階道雄 殿

夏休み中の子どもの貧困対策および緊急セーフティネットの強化を求める意見書

長引く物価高騰の影響等により、低所得の子育て世帯やひとり親世帯においては、生活苦がより深刻化している。特に夏休み期間中は学校給食がなくなるため、子どもの欠食や栄養不足が懸念されるとともに、猛暑の中で冷房設備のない自宅で過ごさざるを得ないなど、子どもの健康リスクや家庭の孤立化が極めて深刻な課題となっている。

こうした子どもの健康リスクや孤立、栄養不足の問題を解消するためには、安心・安全な「涼しい居場所」に行けば「食」が提供され、そこへのアクセスが確実に保障される緊急セーフティネットの構築が急務である。

よって多摩市議会は、政府においては、こども家庭庁を中心とする関係省庁の補助事業や制度を複合的に活用し、地方自治体が地域の実情に応じた柔軟かつ切れ目のない「夏休みこども緊急セーフティネット」を早期に確立できるよう、以下の事項について速やかに必要な措置を講じることを強く求める。

記

1 身近な公共施設の拠点化と涼しい居場所・食の確保

学校施設（図書室・多目的室等）を「こどもクーリングシェルター」として開放・活用できるよう支援するとともに、児童館や学童クラブなど放課後児童クラブ等を拠点とした柔軟な受け入れと食事提供体制を構築すること。また、放課後児童クラブの夏休み期間中における分室設置や受入枠拡大に関する財政支援を強化すること。

2 地域における食料供給ラインの強化と政府備蓄米の活用

こども食堂やフードバンク、こども宅食等の活動に対する継続的・実効性のある財政支援（「地域こども生活支援事業」等の拡充）を行うこと。あわせて、フードバンク認証制度の普及や、食育の一環としてこども食堂・宅食等への政府備蓄米の無償交付・円滑な供給体制を推進すること。

3 アウトリーチ型支援と情報発信の強化

自ら支援を求められない困窮世帯や要保護児童等に対し、こども宅食や定期的な訪問見守り（「支援対象児童等見守り強化事業」等）を推進すること。また、必要な支援情報が対象世帯に届くよう、SNS 等を活用したプッシュ型支援情報の発信体制を拡充すること。

4 困窮世帯向け「子どもの学習・生活支援事業」の拡充

生活困窮者自立支援法に基づく「子どもの学習・生活支援事業」について、物価高や賃金上昇を踏まえた基本基準額の更なる引き上げや、体験格差・進学格差を解消するための体験活動・軽食提供等の支援を一層推進すること。

以上、地方自治法第 99 条に基づき意見書を提出する。

令和 年 月 日

多摩市議会議長 三階 道雄

内閣総理大臣 殿

内閣府特命担当大臣（こども政策） 殿

文部科学大臣 殿

厚生労働大臣 殿

農林水産大臣 殿